

(第八部)

第五回参議院文部委員会會議錄第十二号

(二九二)

昭和二十四年五月十一日(水曜日)午前十一時四十分開会

本日の會議に付した事件

○社會教育法案

(右案に關し証人の証言あり)

○委員(田中耕太郎) 只今より開会いたします。本日は社會教育法案について質疑を行います。速記を止め

午前十一時四十一分速記中止

午前十二時二十九分速記開始

○委員(田中耕太郎) 速記を始めます。それでは午前はこの辺で休憩いたします。

午前十二時三十分休憩

午後一時三十三分開会

○委員(田中耕太郎) それでは午前に引続きまして文部委員会を継続いたします。

先づ今日おいで願いましたところの証人の方々に御迷惑ですが宣誓をお願いします。横山さん。

○委員(田中耕太郎) 証人は次のように宣誓を行つた

宣誓書

良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 横山 祐吉

○委員(田中耕太郎) 有賀さん。

○委員(田中耕太郎) 証人は次のように宣誓を行つた

第八部

文部委員会會議錄第十二号

昭和二十四年五月十一日

【金】

宣誓書
良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 有賀 三二

○委員(田中耕太郎) 山本さん。
○委員(田中耕太郎) 証人は次のように宣誓を行つた

宣誓書

良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 山本 敏夫

○委員(田中耕太郎) 北條さん。
○委員(田中耕太郎) 証人は次のように宣誓を行つた

宣誓書

良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 北條 清一

○委員(田中耕太郎) 江口さん願います。
○委員(田中耕太郎) 証人は次のように宣誓を行つた

宣誓書

良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 江口 泰助

○委員(田中耕太郎) 森さん願います。
○委員(田中耕太郎) 証人は次のように宣誓を行つた

宣誓書

良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

○委員(田中耕太郎) 戸田さん願います。
○委員(田中耕太郎) 証人は次のように宣誓を行つた

宣誓書

良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 戸田 貞三

宣誓書
良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 森 光世

○委員(田中耕太郎) 戸田さん願います。
○委員(田中耕太郎) 証人は次のように宣誓を行つた

宣誓書

良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 戸田 貞三

○委員(田中耕太郎) 神近さん願います。
○委員(田中耕太郎) 証人は次のように宣誓を行つた

宣誓書

良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 神近 市子

○委員(田中耕太郎) 關さん願います。
○委員(田中耕太郎) 証人は次のように宣誓を行つた

宣誓書

良心に従つて眞実を述べ、何事もかくさず、又、何事もつけ加えないことを誓います。

証人 關 忠志

○委員(田中耕太郎) どうも有難うございました。
○委員(田中耕太郎) それでは御発言は大体只今の順序に

從つてお願いしたいのでございませうが、戸田さんがお急ぎになつておいでの關係上、先ず御意見を伺いたいと存じます。甚だ早急にこの会を開きまして、案等も昨日お届けしたばかりで甚だ恐縮なものでありますが、思い付きになつたことを一つお願いいたします。

○証人(戸田貞三) どういうことを申上げていいのかわかりません。どうもよく分りませんが、社會教育法というところにございまして、昨年の四月でありましたか、教育刷新委員会が社會教育の問題を研究して呉れたいのでございまして、私とてその委員の一人で、主事を命ぜられまして、大体こういうようなことをやつたらいいじゃないかというところを、そのときにいろいろ委員の方で研究いたしました。總会に提出して總会で採択されたのであります。それが昭和二十三年四月九日の教育刷新委員会の總会の報告の中に出ております。詳しいことはそれを御覽下さいませ。分ります。大体そのとき内容は私が今御見した社會教育法案に盛られておると思ひます。ここでもういふものを刷新委員会でもやまして、その後民間団体といひまして私共の關係いたしております社會教育連合会でも社會教育法案はどういう内容のものがかかるかとつと研究しておりました。文部省でもやつておられました。たようであります。大体我々の方では成べく早く有力なものにして貰いたいというところを考へておりました。文

部省の方の方の御意見も承り、我々の方も研究いたしました。昨年の秋は社會教育連合会におきましては全國の社會教育関係者の協議会を開きまして、そのときに大体の案の内容を示しまして、皆んなに賛成を得まして、速かにそういうものを作つて貰いたいということを決議したわけであります。そのことを決議したわけであります。その

中、今日のようなものができたのであります。今日の内容は、私共大體に於いて大體結構と思ひます。續いて附加することを許されるならば、これは我々の希望意見でありまして、直接關係はないかも知れません。民間の社會教育団体をもつと積極的にそういうような自由活動ができるようにする工夫が法案の上でも少し盛れなかつたものだらうかということの希望を一つ申上げて置きます。それからもう一つは私共非常に關心をもちますのは法案の第三十五條であります。第三十五條は、これは「予算の定めるところに従ひ、この公民館の運営に要する経費の補助、その他必要な援助をすることができる」と。これは非常に大事な点である、私共思ふのであります。この三月から四月頃に掛けて、私の方の連合会で全國八ブロックに分けて、八ブロックで各ブロック附近の府縣の公民館関係の方々に御集りをお願いしまして、全國で八ブロックで協議を開きました。各ブロック毎に皆百名以上出席されたのですが、公民館のことについては、非常に各地共熱心であり

ます。是非公共民館というものを充実にして行きたいという熱意が強いのであります。殊に若い人たちはその熱意が強い。この時期でありますから、是非ともこの三十五條のような新しい規定の内容を有力に今後行われるようにして頂くことができれば、我々一般の國民は喜ぶのではないかと、こういう考へであります。

○委員(田中兼太郎) 戸田さんに對して何か御質問ございませんか。ございませうければ先ず先に進行いたしまして横山さん。

○証人(横山山崎) この社会教育法案を拜見いたしました。この法律全体が國及び地方公共団体の社会教育事業に對する態度というものについていろいろ具体的に示し示しなつておられる点に對しては敬意を表するのでありますけれども、現在社会教育というものは國及び地方公共団体のやることよりも、むしろ社会教育というものは一般の國民がみずからできるだけ自分の立場で、いわゆる教育を自分たちがやつて行くというようなことは、みずから学び、みずから修めるといふような、そういうたような態度で行くのが一番望ましいのではないかと、そして又現在までの日本の社会教育というものは私に大体においてそういう形をとつて來ておると思ふのです。従つてこの法律が國及び地方公共団体のことだけに非常に重点が置かれておつて、一般のそういうたような、本間に民間の團體などを作つて社会教育をみずからやつて行くという團體に對しては非常に冷淡であるといふことを感ずるのであります。この法律の第二章に社会教育關係團體という項目が挙げられております

けれども、ここに取上げられておることも、たゞ國及び地方公共団体が社会教育關係團體との関連というものを單にここに挙げただけであつて、そういう社会教育關係をできるだけ援助し、助長し、そして社会教育を推進して行くという方向というものが對しては非常に冷淡なような氣がするのであります。例へばこの中の第十三條で國及地方公共団体の社会教育關係に對して補助金を與えてはならないといふことがありますが、これは憲法ですでに決つておることであつて、當然のことであるし、又今の社会教育關係團體は恐らくこういつた氣持では仕事をしないだらうと思ふのです。併し社会教育關係が伸びて行くためにいふと、國及び地方公共団体からむしろ援助されるよりマイナスをされておる面が可なりあるのです。例へば社会教育關係團體に對して社会教育を本間に振興する氣持でこの補助をした人たちに對しても相當な税金が掛かつて、その金額の大部分はむしろ國庫に納まつてしまつて、本間に社会教育を振興するための経費にはならない、或いは社会教育關係團體が所有しておる土地、建物というものの對して税金が掛けられる、或いは社会教育關係團體が社会教育の目的のために行つてゐるような興行等に對しても興行税が課せられるといふような状況で、本間にそういう團體に對して、そういう團體がみずから力によつて行はうとする力に對して、むしろ國家がそういう点からマイナスをしておる面が非常に多い、そういう点について何らこの法律がそういう点を温かく救うような條項が盛り込んでいない、これに對しては実は文部省

内にありますところの青少年關係委員會がこの法案について研究をいたしまして、そして文部大臣に建議をいたしておりますが、その建議の一番中心になる條項はその点であります。それについて何らこれが考慮されておらないといふような点について非常に私としては不満を感ずるのであります。それからもう一つは、公民館の点であります。この公民館が、この法律によつて非常に援助されておること、私は非常にやほり敬意を表するのであります。そのうちで公民館のいわゆる館長という重要な職員がこの規定で参りますと公務員になつておる、そういうことは、私はむしろこの社会教育というよりなものを中心にして行く場合においては、むしろ公務員でなくとも良い人が得られれば、そういう人を館長等にすること、これがいいのではないかと、こう思ふのです。むしろ館長というものはそういうたいわゆる専任の職員よりはむしろボランティア人な人を置いた方がよりいい運営が、望まれるのではないかと、何故館長はそういう人を置いた方がいいか、公務員でない方がいいかといふと、現在でも多少こういう弊害はあると思ふのですが、例へば中学校或いは小学校長あたりの現役を去つた非常に年を取つた人を館長に置いたといふような危険が感ぜられるのではないかと、或いは館長がそういう公務員であつては、いわゆる國及び地方公共団体から非常に公務員というものはコントロールされる危険があるのではないかと、こういうことを感ずるのであります。これについては、この法律では非常に巧みにそういう点ができないように、例

えは公民館運営會議会というやうなものを作つてやるやうな仕組にはなつておりますけれども、そのところは私ははもとよりと研究をして頂いて、できるだけそういう館長というやうな人は地方の有志を置き、そして一般の書記などの俸給等は國及び地方公共團體から受けてもよいやうな人が就任するといふやうになされた方がいいのではないかと、この二点を特に感じたわけでありまして、併し今まで社会教育について法律が設けられたといふことはないのであります。今回社会教育の重要性というものを非常に認識されまして、そしてかような法律を設定しようといふ政府の御意圖に對しては全面的に敬意を表します。

○委員(田中兼太郎) 有難うございまして。次に有賀さん。

○証人(有賀三三) 私、有賀であります。私はこの社会教育法、このやうな法案を拜見いたしました。非常に敬意を持つたわけなんです。それは私自身が中学校と公民館をお預りしておるといつたやうな立場において、同法案が立案されるかやうなことにつきまして、非常に喜んでいただけであります。と申しますのは、私、的外れるかも知れませんが、この法案の中に公民館、それから学校施設の利用、このやうな事項が大きく取上げられておるわけでありまして、元來、私としては、一定地区の住民に對しておきますその立場から考へて見ますと、而も学校教育といつたやうな面に從事して参りました私としましての感じから考へまして、このやうなことを考へていたわけでありまして、と申しますのは、できるだけ学校施設という

ものを開放する、そして地区の人々と利用して貰うといふことが、学校経営の上から非常に大事であるといつたやうな考へ、向學校経営の面から、どうしても全村的な教育の面から、行かなければならないといつたやうな、そういうたやうな私の考へ、このやうなものを考へて見ますと、本案に盛り込まれた御精神が非常に有難いものであるといふ考へを持つわけでありまして、同時に又直面上でおります新学制が施されました、義務教育を終つた者の、青年の教育の機会をどうするかという問題であります。これは一應新しい制度におきます高等學校の、從來ありました青年學校に代るやうな組織において、定時制又は夜間制の教育をするといふやうなことで一應考へられておりますものの、併しそういうたやうな事情が、從來、全國的に各町村にありました青年學校、あのような施設から考へて見ますと、まだ、新制高等學校における勤勞大衆の教育といふものが徹底しないのじやないかと、いふやうに考へられる向もあります。で、この社会教育法というものを制定いたしました、その幾り所といふものをはつきりするといふやうなことは、今のやうな観点から考へて見ますと非常に重要な問題じやないかと、こゝ思つておるわけでありまして、更に尙私の廻りにあります青年男女の修養の團體、このやうなものを考へて見ますと、何か社会教育法といつたやうなものがあることによつて、一連の關係を付けて、共々その機能を十分に發揮するといつたやうな趣向において、この法案が非常に有効であるといふやうなことを考へたわけでありまして。そ

うなことを考えたわけでありす。そ

はそれによつて取消しもできるということは甚だ結構であります。ただ第五十四條のところで、通信教育審議会のことがありますが、その委員の中の学識経験者の中からありますが、この学識経験者の意味を、経験者という意味も十分に考える必要がある、從來はただ学識者ばかりを採つております。いわゆる学校の先生ばかりを採つておる、これは私が学校の教師でありますから公平に言えるのでありますが、学校の教師ばかりに偏らないで、経験者の中から採るといふ、本当の経験者の中から採るといふことにも解釈を願ひたい。

私の以上述べましたところは皆経験者の問題で済むのでありまして、法案全体から申しますれば、甚だ結構であります。まして、この法案が可決されますことを衷心から祈る次第であります。

○委員長(田中耕太郎君) 有難うございました。

次に北條さんに願ひます。

○証人(北條清一君) 私はこの法案全部についての知識を持ち合せませんのでも、通信教育に関する点だけについて、実際にこの仕事をやつております体験上のお話をいたしまして、皆さんの御参考に供したいと思ひます。

終戦後いわゆる講義録という言葉がなくなりまして、殆んど全部通信教育というふうな文字を使つておるのでもありますが、今度のこの法案によりまして通信教育の定義ができたのであります。ところが、現在日本におきましては、大学の通信教育協会と、文部省管定の通信教育懇談会を民間の団体でもやつておりますところの日本通信教育協

会と、この三つの關係に属する通信教育が全部であります。ところで、實際通信教育の本来に眞實を發揮してこの法案の中に盛り込まれたような教育をやつておきますのは、大学の通信教育と文部省の認定によるところの通信教育でありまして、それ以外の中にも勿論いいものもありますが、その多くは甚だ怪しげなる、いわゆる出版物を作らんがためのものが相当にあつて、可なり全國の動勞しながら勉強しようという人たちに取つては迷惑を與えておる事實があるのであります。そこで、この定義の中に考えますことは、通信教育というのは、文部省の認定した通信教育というものがいわゆる通信教育という言葉を便するようになつて貰つた方が、私ははつきりするのではないかと思つておられます。講義録が皆この項では通信教育という文字を使つて、内容見本、字則を取つて見ますと、ガリ版で甚だひどいものを以てこれが通信教育だ、そうすると通信教育とはなんなんだというふうな印象を與え勝ちであります。私共その点可なり一生懸命に本當の通信教育の在り方を説明し、又身を以てそういうものを出しておるのであります。可なり方々でそういう話を聞いております。この点を何か御考慮が願えらと大變結構だと思つておられます。

次に文部大臣認定の意義と効果という点についてでございますが、今日通信教育は委員会の審査を経て文部大臣の認定を受けたものが文部省のいわゆる通信教育として授業を行つておるのであります。これに対する助成と申しますか、こういう点で、認定の特典と申しますか、そういう点を考えますと、現在のところ文部省の認定を受けると、非常に重要な監督も受け又テキストやその他教材の内容についても可なり苦心し、そうして全くこれは献身的な努力を以てやつておるのであります。それに對して認定を與えておきます文部省が我々に對してそれだけのことをしてやるという点で、まだ／＼薄いのではないかと思つておられます。現在では用紙の点でお前達を見てやつておる、この用紙の点も私共が要求する程に十分なものはないのであります。例へば非常に勤勞者の簡便な勉強する人たちが多く、これだけのものが出したいという場合でも、なか／＼それが思ふようには用紙の裏付というものがはつきり来ないものであります。今回郵便料金の方は特別の取扱を受けることになりまして、更にもう少し進んで、通信教育生のいわゆる受講者というものに対して、或る特定の集会には運賃の割引ということを是非これは実現して欲しいのであります。何故ならば、私は今日の会合の通知を受けまして、中國から九州の学生大会に出張しておりましたのを、急遽今朝帰つたのであります。が、私共の方が今回岡山、広島、福岡と三ヶ所で学生大会をやつて、その實際を見ますと、近縣の一晩も或いは一晝夜以上も掛かるようなところから、はる／＼とこの学生大会に来て先生に面談して指導を受けるというふうな人たちが皆勤勞者でありまして、今度の運賃値上というところから考へて是非郵便料金と関連して鉄道運賃も然るべく御考慮が願いたい、更にもう少し進みましては、私共社会教育の關係の認定を受けておる團體は現在九つあります

るが、殆んど大部分が職業技能の教育でありまして、技術者になる、例へば私共の例を申しますと、ラジオの技術者になる、この場合にクレジットがないのであります。ラジオを勉強したいとすると一番最低がラジオ受信機という一つの資格があるのであります。が、せめてこの通信教育を完了して終了試験を合格した者に対してはこれこれの最低のこういう資格だけは附くのだというふうなクレジットの点につきましても、これは各地で学生の諸君から、いわゆる勤勞学生の諸君から要望の聲が非常に多いのであります。こういう点についても何とぞ御考慮をお願いしたいと思つておられます。以上で終ります。

○委員(田中兼太郎) 有難うございました。次に江口さんをお願いいたします。

○委員(江口素助) 政府委員に質問があるのですが、お許し願えますか。

○委員(田中兼太郎) 後で議談の際にお願いするとして、一つ先に御質問願います。

○委員(江口素助) では申上げます。先ず第一番目に私はこの社会教育法案を前の國會で審議いたして教育委員会法との関連で考へて見たいと思つたのであります。教育委員会が昨年の十一月一日から発足しました。その後約半年の間で私のタッチしている範圍内では、教育委員会法の精神が少しづつに於ては解明されておる、実施されておるのじやないかと申思ふる節があるわけでありまして、それは教育委員会は執行機關である、而もこれ／＼の事柄を行つて、そして教育長はその下

にあつて委員会の命を受けて仕事をするとこの役人に過ぎない、それが法律の中にははつきりと謳われておりながら、その後各方面で聞くとところにより、その教育委員会よりも教育長の権限が實際には非常に重くなつておる。教育委員会がロボット化しつゝあるようなところさえ見られるわけでありまして、例へば教育方面の官廳の代表者として出る場合は教育長が出る、教育委員会は一歩会議を外して外に出たならばこれは教育行政の担当者としての権限はないというふうなことさえ言つて、會議のために存在する委員会というふうなことになる。これを言い換えますと、教育行政が従前のような教育官廳の、俗に言う教育官廳の手によつてがつしりと握られておる、この点現時點の教育行政のあり方は少しも變つていない点が私達から私共社会教育法案を眺めて見ますと、横山さんがおつしやつた点に全く同感の点があるのであります。

それはこの社会教育の面に全面的に教育行政官廳の力が浸透して行つて、端的に言いますと、社会教育、即ち成人とか、青年、婦人、労働者、青少年等の社会生活におけるところの教育を一つの行政機關の意思によつて一方的に統制して行こうというふうなことが現実に行われる可能性があるということに指摘できます。従来これは公選人の方もたび／＼申されたようですが、どうもいわゆる官吏が行うところの社会人に対する教育というものは余り一般社会人から受入れられないわけなんです。非常に生半可な、統制的な、いわゆるお役所風の教育では社会人はなかなかそれに興味を持つて魅力を持つてその教育を受けようというふうなところがないわけなんです。そういうところから言ひまして、それから教育そのものの基本的な考へから申しましても、私はこの法案の各方面に窺われるところの教育官廳の統制或いは指導というふうな面に対しては、これは何らかの方法を用いて條文を改正する必要があると考へておられます。その具體的な例を申上げますと、例の委員を選出する場合の教育長の推薦という問題、それから横山さんが触れていらつしやいました、公民館の職員に館長を置きその下に役人を置くようなやり方、これは全く民衆のものであるところの公民館、民間人の、人民の集い集いの場所であり、教養の場所ではないけれども公民館を、今一般の民衆が役人というふうな感じが迎えるか、これを考へますと、私は公民館の中に役人を持つて行くというふうなやり方には、横山さんと同時にどうしても感心できないわけなんです。これもやはり一般民間人の手によつて運営するような措置をとつた方がよいと考へておられます。そういうふうな官廳の經營するところの社会教育事業に対する統制は、延いては今社会教育事業團體とか或いは個人がやつておる本當の民間の社会教育事業に對してまでも、條文の中にありましたように指導とか或いは資料を提出させることができるというふうな條文に引つ掛けて、その内容にまでも私は容赦して行くようなことを感れるものであります。それが第一点であります。

次に第二点は、社会教育委員、公民館運営審議委員、通信教育委員、こ

定の特典と申しますが、その点を受け、おる團體は現在九つあります。事務を行、そして教育長はその下。ゆるお役所風の教育では社会人はな。館運営審議委員、通信教育委員、こ

いうような委員を一方的に教育長或いは文部大臣の推薦によつて教育委員会並びに文部大臣が委嘱任命するといふことは、これは今の各方面のやり方からいいますれば全く解せないところであり、それで私の考えとしては、主として選挙をせねばならん、併しこれを一般の選挙と普通選挙の様に選挙するといふことは困難なので、教育団体とか、学術団体とか、文化、産業、労働、宗教、社会事業、青年、婦人、或いはPTA、そういう社会団体があつて、それから、そういうふうなもので協賛して、そして民主的に浮び上つた人の中で再び選んで、こゝろ委員を選挙して行くやうなやり方をすると私は非常に都合よく行くのじやないかと考へるのであります。

それから第三点であります、この第三点私が最も申し上げたいところでありまして、いわゆる社会教育事業の経費の面であります。そこで私先刻政府委員にききたいと申したのですが、第四條の中にはつきりと、予算の範囲内において、財政的援助をすることができるとあるところであつて、而もこの法律は公布の日から施行するところの以上は、当然本年度の当初予算によつて幾ばくかの社会教育事業に対する予算があるところと考へております。而もこれだけ大なる事業をするのですから、私は相当の予算が含まれているものではないか、こゝろ考へておつたわけなのですが、これはお伺ひすることができません。そこで私はこれだけ、教育委員会が社会教育に対して十四項、それから縣の教育委員会が五項目に亘つて属太な社会教育事業をやつて行くといふ

ときに、予算の範囲内において財政的援助を國がする、地方公共団体に對して行くことが出来るくらい程度で表現されてゐるところに、私は予算面からこの法案は空文化するであらうといふことは申し上げることが出来る、この法案が本當に狂つてゐる面は実施できないであらうといふことは私は申し上げることが出来るのであります。

それから第三十五條で、私は或る關係でこの最後案の前に文部省の立案者の方にお伺ひしたときに、三十五條で公民館の設置のときに、その設置並びに補助の費用の半額を國家で負担するところにつきましては、おつたと思つております。それがこの法律案によりまして、非常に曖昧なふうになつておきます。そして國家は公民館を「予算の定めるところに従ひ、その運営に要する経費の補助その他必要な援助を」やるというふうになつております。こうなると六・三の新制中学の建築費が本年度は零にまでなつた、而も地方財政は困窮のどん底で破綻の一步前に來てゐるときに、國家からの補助がその運営に對する必要な補助を予算の範囲内でやるということになると、これはこれだけの事業は行ふとはつきり書いて置かなければ、而も公民館を設置するとはつきり書いて置かなければ、義務付けて置かなければ、國はその経費に對して責任を負わないでスルリと逃げてゐるところに對しては、私は立案者のその責任が、國政を預る者の責任を疑ふ者であります、それで尙それに附加しまして、今衆議院の委員会で討議されておりますところの地方財政法の一部改正案によりまして、博物館とか、それから植物園とか、動物園、水族館等のあつて社会教育の立派な施設にまで對して、これもどなたか触れておりましたが、あんな施設に對してまでも、或いは一般社会教育團體が催すところのいろいろな観望物等に對してまでも、六割の入場税を拂つてゐるというところは、まさにこの社会教育の財政的措置を政府が講じようとしてゐる、これに對してどうしても我々としては不可思議で堪らないのであります。そこで結論としましては、私はこの法律案は財政的な裏付けがなくなつては空文に等しい、これは權威あるところの國會においてはこの地方財政が全面的に破綻に瀕してゐるとするときに、裏付けのないところの、而も地方においては六・三の三の学校さへ建て得ないで、一人の父兄に對して一千元、二千元といふ多額の寄附まで仰いで、そしてそれでさへ家が建たない、半分建てて立ち腐れてゐるというやうな現状です。公民館の設立の負担、運営の負担、その他の社会教育事業全般の属太なこの事業に對する負担を地方に負わせようとするところは、私は國政に與かる人の責任を疑ふと共に、國會の權威に對してこのことについて十分慎重に御討議なされて、そして策を講じて頂かなければ、これは重大な問題が起るというところをはつきり申上げるべきであります。

以上三點に亘つて簡単に御意見を申し上げます。○委員(田中幸三郎) 森さんどうぞ……○(人(森光世)) 私まだ若輩の身でありまして、この法案につきまして何と申上げていいのはつきりしたこと

は言えないのでありますが、この法案を見まして先ず一番先に感ずることは、公民館につきましてのこと、非常に強く取上げられておるのに拘わらず、一般社会教育關係團體、こゝろ問題が非常に簡単に扱われておる、この点が非常に私として考えられるところじやないかと思ひます。公民館は政府が相當な援助を行なつて行かれる、社会教育團體は勿論政府の援助を受けるといふやうな考えは一つもございせんが、先程來横山先生や江口先生が言われたやうにいろ／＼税金面、そゝろが非常に多いと思ひます。そゝろいふ点でも少しこれを考へて頂きたい、でき得れば、これは公民館の法案として、公民館法案を別に作りまして、社会教育法案はもつと別な面でも、もつとはつきりと言ひます、社会教育關係團體といふやうなもので、その他の面をもつと強く出して頂いてやつて頂きたいとこゝろ考へるのであります。

向この條文的に見まして私今青年團のことが一番ありますので、一應考へますのは、この十一條、十二條にありますところの文部大臣及び教育委員会との關係、國及び地方公共團體との關係、こゝろいふものにつきまして十二條には全然地方公共團體は不当に統制的支配を及ぼし、その事業に干渉してはならない。これは結構なことでありませんが、各地方にある小さな社会教育關係團體、例えば地域の青年團のやうな場合には、非常に、こゝろ公共團體と緊密な連絡をとつていろ／＼事業を行なつておる場合もあると思ひます。そゝろいふやうな關係でこゝろ第十

一條の場合に文部大臣や教育委員会においていくらか助言を與えたり、何かして呉れるといふことがあつても、これはこの上だけの問題でありまして、そこで文部大臣や教育委員会に地域の團體がいろ／＼相談をするといふことができるかどうか、そゝろいふ点であります、この求めに應じてはやはり地方公共團體においても地方公共團體の社会教育關係者、こゝろ方たちが助言を與えることができるというやうな点が一つ欲しいと思ひますのであります。それにつきましてはこの前に通りまして、第六條にありますがこゝろの教育委員会の権限の中に第二号に「社会教育を指導する者の養成」ということがありますが、この「社会教育を指導する者の養成」といふのはどういふ人を指してゐるか、こゝろのは、これの中に地方公共團體の社会教育に關係の係の方々も社会教育に或る程度のリーダーシップを持つてやつて頂きたい、そのためにはこゝろいふ人たちが或る程度の試験制と申しますが、そゝろいふものを望んでおりました、そゝろいふ人たちによつた相談を各地方の團體としてはしたいんではないかと、こゝろいふやうに考へるのであります。で、全体的から見ましては青年團はこゝろいふやうな社会教育法案を作つて頂くことを全般に望んでおります。私は小さな面でも、青年團のことが大体主体になつておりますので、いろ／＼外の通信教育や教育委員会等のことにつきましてはそれ程くわしく分りませんが、今言ひましたやうなことを第一番に取上げて頂くことが地域の、地方にある團體を育成する、國が援助するといふ形になるんじやないかと、こゝろいふやうに感ず

第八節 文部委員会會議録第十二号 昭和二十四年五月十一日 【參議院】

一條の場合に文部大臣や教育委員会においていくらか助言を與えたり、何かして呉れるといふことがあつても、これはこの上だけの問題でありまして、そこで文部大臣や教育委員会に地域の團體がいろ／＼相談をするといふことができるかどうか、そゝろいふ点であります、この求めに應じてはやはり地方公共團體の社会教育關係者、こゝろ方たちが助言を與えることができるというやうな点が一つ欲しいと思ひますのであります。それにつきましてはこの前に通りまして、第六條にありますがこゝろの教育委員会の権限の中に第二号に「社会教育を指導する者の養成」ということがありますが、この「社会教育を指導する者の養成」といふのはどういふ人を指してゐるか、こゝろのは、これの中に地方公共團體の社会教育に關係の係の方々も社会教育に或る程度のリーダーシップを持つてやつて頂きたい、そのためにはこゝろいふ人たちが或る程度の試験制と申しますが、そゝろいふものを望んでおりました、そゝろいふ人たちによつた相談を各地方の團體としてはしたいんではないかと、こゝろいふやうに考へるのであります。で、全体的から見ましては青年團はこゝろいふやうな社会教育法案を作つて頂くことを全般に望んでおります。私は小さな面でも、青年團のことが大体主体になつておりますので、いろ／＼外の通信教育や教育委員会等のことにつきましてはそれ程くわしく分りませんが、今言ひましたやうなことを第一番に取上げて頂くことが地域の、地方にある團體を育成する、國が援助するといふ形になるんじやないかと、こゝろいふやうに感ず

一條の場合に文部大臣や教育委員会においていくらか助言を與えたり、何かして呉れるといふことがあつても、これはこの上だけの問題でありまして、そこで文部大臣や教育委員会に地域の團體がいろ／＼相談をするといふことができるかどうか、そゝろいふ点であります、この求めに應じてはやはり地方公共團體の社会教育關係者、こゝろ方たちが助言を與えることができるというやうな点が一つ欲しいと思ひますのであります。それにつきましてはこの前に通りまして、第六條にありますがこゝろの教育委員会の権限の中に第二号に「社会教育を指導する者の養成」ということがありますが、この「社会教育を指導する者の養成」といふのはどういふ人を指してゐるか、こゝろのは、これの中に地方公共團體の社会教育に關係の係の方々も社会教育に或る程度のリーダーシップを持つてやつて頂きたい、そのためにはこゝろいふ人たちが或る程度の試験制と申しますが、そゝろいふものを望んでおりました、そゝろいふ人たちによつた相談を各地方の團體としてはしたいんではないかと、こゝろいふやうに考へるのであります。で、全体的から見ましては青年團はこゝろいふやうな社会教育法案を作つて頂くことを全般に望んでおります。私は小さな面でも、青年團のことが大体主体になつておりますので、いろ／＼外の通信教育や教育委員会等のことにつきましてはそれ程くわしく分りませんが、今言ひましたやうなことを第一番に取上げて頂くことが地域の、地方にある團體を育成する、國が援助するといふ形になるんじやないかと、こゝろいふやうに感ず

一條の場合に文部大臣や教育委員会においていくらか助言を與えたり、何かして呉れるといふことがあつても、これはこの上だけの問題でありまして、そこで文部大臣や教育委員会に地域の團體がいろ／＼相談をするといふことができるかどうか、そゝろいふ点であります、この求めに應じてはやはり地方公共團體の社会教育關係者、こゝろ方たちが助言を與えることができるというやうな点が一つ欲しいと思ひますのであります。それにつきましてはこの前に通りまして、第六條にありますがこゝろの教育委員会の権限の中に第二号に「社会教育を指導する者の養成」ということがありますが、この「社会教育を指導する者の養成」といふのはどういふ人を指してゐるか、こゝろのは、これの中に地方公共團體の社会教育に關係の係の方々も社会教育に或る程度のリーダーシップを持つてやつて頂きたい、そのためにはこゝろいふ人たちが或る程度の試験制と申しますが、そゝろいふものを望んでおりました、そゝろいふ人たちによつた相談を各地方の團體としてはしたいんではないかと、こゝろいふやうに考へるのであります。で、全体的から見ましては青年團はこゝろいふやうな社会教育法案を作つて頂くことを全般に望んでおります。私は小さな面でも、青年團のことが大体主体になつておりますので、いろ／＼外の通信教育や教育委員会等のことにつきましてはそれ程くわしく分りませんが、今言ひましたやうなことを第一番に取上げて頂くことが地域の、地方にある團體を育成する、國が援助するといふ形になるんじやないかと、こゝろいふやうに感ず

一條の場合に文部大臣や教育委員会においていくらか助言を與えたり、何かして呉れるといふことがあつても、これはこの上だけの問題でありまして、そこで文部大臣や教育委員会に地域の團體がいろ／＼相談をするといふことができるかどうか、そゝろいふ点であります、この求めに應じてはやはり地方公共團體の社会教育關係者、こゝろ方たちが助言を與えることができるというやうな点が一つ欲しいと思ひますのであります。それにつきましてはこの前に通りまして、第六條にありますがこゝろの教育委員会の権限の中に第二号に「社会教育を指導する者の養成」ということがありますが、この「社会教育を指導する者の養成」といふのはどういふ人を指してゐるか、こゝろのは、これの中に地方公共團體の社会教育に關係の係の方々も社会教育に或る程度のリーダーシップを持つてやつて頂きたい、そのためにはこゝろいふ人たちが或る程度の試験制と申しますが、そゝろいふものを望んでおりました、そゝろいふ人たちによつた相談を各地方の團體としてはしたいんではないかと、こゝろいふやうに考へるのであります。で、全体的から見ましては青年團はこゝろいふやうな社会教育法案を作つて頂くことを全般に望んでおります。私は小さな面でも、青年團のことが大体主体になつておりますので、いろ／＼外の通信教育や教育委員会等のことにつきましてはそれ程くわしく分りませんが、今言ひましたやうなことを第一番に取上げて頂くことが地域の、地方にある團體を育成する、國が援助するといふ形になるんじやないかと、こゝろいふやうに感ず

るのであります。誠に私の意見としましてはそれほどございせんですが、そういうようなことを汲んで、慎重に御審議されて頂ければ非常に結構だと思ひます。

○委員(中村嘉郎君) 有難うございまして、神近さんどうぞ。

○証人(神近市子君) 大分前の公述者の方々の話と重複して来ると思ひますけれど、特に横山さん、江口さん、戸田先生、そういうふうな御意見と、ちよつと私の考えが重複することがあると思ひます。私のお話よりもつと力強く表現して頂きましたのでございまして、極く簡単に私の考えを申し上げてみたいと思ひます。で、社会教育法のこの問題につきましては、私は非常に賛成でございます。こういうものを作るということに、今まで私共非常にその点では遅れていたのでもございますけれども、先進諸國に比べて、殆んどそういう機關も、或いは理想も持たなかつたと言へるくらいでございますから、御趣旨は大変結構でございます。これをこの精神において、今日こへ取上げられております精神において強力に遂行して頂きたい。ただ先づきからも問題になりました日本のこの現実、それから機構、それからその個に當る、まあ普通の意味で常職人たちにこの仕事をお任せしたときに、どういふ結果が出るかということにつきましては、非常に私も不安を持つてでございます。

第一に今回の制度を地方の自治体に義務化するという考えのようでございます。地方の自治体の貧困というものは、今日お話にならないのでございまして、教育、六・三・三制のお話もございましたし、その外のお話もございましたのでございまして、この教育、それから社会事業、しなくちやならんことが山積して、甚しいのにならんと、警察の維持さへ問題で、必要な人員を任命することができないというふうな状態にございまして、この法律案のような事業を奨励するといふことが、國家にとつて非常な必要でございまして、又勿論必要でございまして、これは相當國家で肩替りをして、そうして先づきおつしやつたように、若し半額を負担するといふふうな條文を入れようという考えがあつたと思へば、これは入れる必要があるのではないかと私は考えます。ところがこの法案を見ますと、國家が必要を認めながら、さてその國家がその仕事を分担しなくちやならなくなる、非常に内氣であつて、非常に消極的に出ている、第四條の「財政的援助並びに物資の提供及びそのあつ旋を行うことができる。」それから三十五條の「やはり先づきおつしやつたようでありますけれども、」その運営に要する経費の補助その他必要な援助をすること、私共法律に關係のない者から見ますと、できるけれどもやらなくともいいというふうにとれるのでございまして、これははつきりするといふような文句で表現できないものか、その点私共はお考えをききたいと思ひます。で都道府縣市町村の任務、或いは義務化を促進しながら、國の方は逃げ腰でいるといふことには、私共は不満を持ちます。勿論自治体が平和のときで、そうして余裕があり、國民も税負担が樂

であるという時代でございましたならば、私はこれは自治体にやらせて、その方が又うまく行くといふふうなことを考えますけれども、只今の時代に學校も建てられない、警察力の維持さえできないというふうな時代に、これを奨励なさうとなさるならば、もつと國家が本腰でおやりにならなくちやならない仕事でないかと思ひます。で、今この法案に添へてございまして、社会教育の各項目は、今までにすでに個人や團體や組合などでやつて來ておるのでございまして、私共は大体そういうふうな所に、まあ殆んど最近日本國中呼ばれて行つたといふ経験があるのでもございまして、この人たちの熱情、そして政府にできないことを我々の力でやつて行かなくちやならんという、素朴ではございましてけれども、非常に熱心にそういうことをやつて、そうして相當成功して、非常に辺鄙な所で、恐らく講習会をやつても沢山人が集らないかと思つと、何十回か入場券を拂つておつしてそこへ大勢出て來る、こういうことはこの郡ならばこの郡、この村ならば村で初めてだといふやうに大勢出て來て、そうしてそれが成功しておる、その既定の事実の上にこの制度を持つて行くときには、その既定の事実をよく保護するやうなやり方で、おやりにならなければいけない。それで例へばこの公民館委員ですか、それから社会教育委員、こういう者を教育委員会が、教育長の推薦によつて委員とすることになつておられますけれども、大体教育委員会は、いろいろの委員会の様子を見てみますと、教育長が推薦する者は大体無事に通すといふのが慣例なのであります。そこで審議す

るといふことは殆んど行われぬ、そうすればその教育長の一人の判断で社会教育委員、或いは公民館委員といふやうな者が選ばれるといふことは私共常は危懼がある、このことについては、今例へば婦人團體とか或いはPTAとか、或いはその外のいろいろな團體の組合とか、そういうものによつての選挙制度がよからうといふふうな考えがあつたやうですけれども、私もそれは結構だと思ひます。私がその前に考へておりましたことは、少くも終戦後三年間の過去において、そういう地域でそういうことを考へて計画して成功した人たちは、その人たちの記録がある筈でありますからそれによりまして招集して、私は最初はそれは互選がいかに知らんといふふうなことを考へたのでございまして、で、この趣旨は今まで熱意を持つて、こういう法案も、公共團體の保護もない時にこれをやつた人たちの熱意といふものは、これは買つて上げなくてはならないし、又純粹に名譽とか或いは利権とかいふことを狙つたものでなくて、本當に民衆を啓蒙し、育て上げたいという氣持からやつた人でございまして、この趣旨を絶対に私は避けて頂きたい、この意味からでもございまして、引続き國家が、或いは公共團體が、その事業を、今まで無力孤立無援でやつた人たちの仕事を國家なり公共團體などでその精神を引継ぐといふやうな意味からその人たちの無視ならぬやうにして頂きたい、それからこの條文の中には婦人の團體については一行も書いてないのでございまして、例へば文化團體、或いは社会事業團體の中に婦人團體を含めたおつもりかも知れませ

んですけれども、これは私はどこに行きましても婦人團體といふものは存在しておるのでございまして、そうしてその土地の代表的な人たちがそれを應援しておるといふ実情から、婦人團體といふ項目は労働組合、その他公共團體、或いは社会事業團體といふ所に列べて婦人團體といふものを條文の中に入れて頂きたい、そういうふうな考へるわけではございまして、それからもう一つは先づきもございまして、興行税の問題でございまして、社会教育事業でやるものは、講習会からリクリエーションのすべてを無料でやるというふうなおつもりだつたらこれは話は別でございまして、例へばその経費をカバーするといふ意味から入場料をお取りになるという場合に、興行税をこれにお掛けになつては殆んど実行不可能になり、聴覺、視覺の教育といふことが何ヶ所かに出ておりますけれども、聴覺、視覺の教育といふことは非常に日本の子供たちのこれからの科学的進出においても必要なことでありますけれども、極く良心的な人が、例へば自分の作品、作曲を発表してこれを皆んなに聞いて貰ひ、序で聴覺の教育に資して行きたいといふやうなことを考へて、今十五割の入場料といふことで経営ができませんのでございまして、そういう人たちが皆んなこれを中止してあります。もう一つは自分仕事をして行くより外はないから、そういうことはできない、これも社会教育の一翼としてお考へになつておるならば、この案文の中にも興行税はこれを課さないといふやうなことを私は入れてお置かなることが絶対に必要であるといふふうに考へます。非常に私

ものは、今日お話しにならないのでござい
うして余裕があり、国民も税負担が楽
が慣例なのであります。そこで審議す
人團體を含めたおつもりかも知れませ
あるというふうに考えます。非常に私

の口述はばら／＼でございますけれども、大体その辺に私の要点があるのでございませう。

○委員(田中耕太郎君) 有難うござい
ました。次に閣下にお願ひいたし
ます。

○証人(關忠志君) 關忠志でありま
す。自分の意見を申し上げます。

この法案の立法の趣旨が、第一條に
おいてはつきり「教育基本法に
則り、」云々とあります。この教育基
本法のそれに該当するところを探して
見ますと、第七條に、「家庭教育及び
勤労の場所その他社会において行われ
る教育は、國及び地方公共團體によつ
て奨励されなければならない」とい
うことが明記されておるのです。こ
ろがこの法案を見ますと、現実に社会教
育を実施してゐる團體といふものに
して規定するところは非常に少ない
です。ということとは、つまりその教育
事業に實質的に奨励を與えていないと
いうことになるのであります。却つて
例へば補助金の下附の禁止といふこと
を考へて、下付といふことを先ず感ず
るのみが目立つといふことを先ず感ず
るのであります。そういう實際に教育
運動をやつておるという團體について
は、第二章にいわゆる「社会教育關係
團體」といふふりにして挙げられてお
ります。が、現実に第二條にいうよう
な組織的な社会教育をみずから実施し
てゐる團體といふものをこれは「社会
教育關係團體」といふよりも、むしろ
「社会教育團體」といふべきだと思ひま
すが、非常に少ないのであります。組
織的な社会教育活動といつたようにな
らぬものは、最低の要件として組織を
持つておるということ、指導といふも

のがあるということ、はつきりしたプ
ログラムを持つておるということ、そ
ういふものは少なくとも最低の條件だ
と思ひます。そのうち、そういつた
ものを持つて現実に社会教育といふも
のをやつてゐる團體は、例へば従来の
名前で言うところの青年團の中にあるも
のと、外にYWCAとかYMCAと
とかボーイスカウト、ガールスカウトと
いつたようにならぬものがあるに過ぎ
ないのであります。勿論その外の團體
にもその團體の組織、目的といふもの
の一部分に社会教育的意図を持つてお
るというものもありまして、又抽象的
に社会教育を推進するために役立つて
おるといつたようにならぬ、つまりそ
れこそこの表題にいう關係團體だと思
ひますが、直接やつておるという團體
はかように少ないといふ外ないの
であります。併し最初の趣旨にありま
す社会教育の奨励といふことのために
は、直接社会教育をやつておる團體が
強化されるということが一番正しい社
会教育が奨励されたといふことになる
といふふりに我々は考へるのでありま
す。それで私共の希望するところは、
こゝに本當の社会教育團體といふ
ものは、それ／＼独自の組織と教育方
針といふものを持つておるのでありま
して、又それが本當の社会教育の在り
方だと思ひます。が、私共の希
望としては、國とか地方公共團體がそ
れぞれその特殊性といふものを認め
て、その強化発達に便宜を付與する
といつたようにならぬこと、團體を保
護、強化して頂きたいといふふりに思
ひます。そういうことのために
一番適切な問題は、先程來大勢の証

人の方からお話しがございましたが、こ
ういつた團體の存立に対する先ず一番
先の経済的な意味で國家的な保障を欲
しいといふこととあります。これは社
会教育といふものの價値を学校教育と
同じような必要性、又意義、價値とい
ふふりなものを社会教育に若し認める
とすれば、学校教育に対して與えられ
るものと同じものが社会教育團體に対
しても與えらるべきであります。又社
会教育といふものは社会事業といふふ
りな見方からいたしますと、一般の社
会事業とか兒童福祉事業、これは何れ
も文部省所管でありまして厚生省所
管のようでありまして、これと比べると
大變な差がありますが、これもやは
り同じような保護を當然受けるべきだ
と思ひます。といふのは、いわゆる法
律的な意味の「現在ある法律でいう意
味の社会事業とか兒童福祉法、主に教
育とか矯正とかいふものを主な目標に
しておるようであります。又國家がそ
ういふことをやるべきことを民間團體
がやつておるから十分な保護をしてや
らうといふような考へがあるんじやな
いかと思ひますが、併し教育とか矯正
とかいふことに至る前の段階で、そ
ういふふうにならないようにしようとい
ふ社会教育に対しても同じように実施
されなければならぬ、特に兒童福祉
法なんかの關係を見ますと、兒童の福
祉、兒童の仕合せといふことから教育
といふものを除外することは到底でき
ないものであります。それに拘わらず
こゝにいつた学校とか、又社会事業の關
係に與えられておるような國家的保護
を社会教育に対しては與えられていな
いといふことを自分たちは非常に感じ
ておるのであります。先づ申し上げま

したように、國でやるべきことを代り
にやつておるからといふふうな意味で
それを補助するといつたふうな意味が
あり、又社会教育の方は民間でやるべ
きだから、これは野放しにして置くん
だといふふうなことでは教育基本法の
趣旨にも反するものだと私共は思ひ
てあります。こゝにこゝにこゝの意味で、
先程横山さん、又只今神近さんから
つしやいました税金問題を先ず取上げ
らるべきであります。この税金の問題
について実例を申し上げます、兒童福
祉法の方では明らかに兒童福祉施設とい
ふものを定めて、これに該当するもの
はいろいろの税金、地租とか臨時の取
得税とかいつたようなものを全部免除
しております。ところが社会教育の方
にそれが全然ないといふことについて
一つの実例を申し上げます、昨日
聞いたばかりの実例であります、Y
WCAでこゝにいろいろ実例があります。Y
WCAはアメリカの復興援助資金とい
ふものを受けまして、日本でのこの仕
事を擴張するためにその土地の購入費
を貰つたのであります。都内に四百五
十坪程の土地を買ひおとしたところ
が、その土地の取得税は十二、三万円取
られる、一年間に地租が一、二万円取
れるといふことは計算によつて分つた
のであります。どうにもならないと
いふのであります。こゝにいつたこと
は、その仕事の性質上から見ても、当
然先づき申上げましたような外教育
事業、社会事業と同じように免脱さ
べきだといふふうな考へがあります。その理
由は税務署でそのいふ取得税を概算
して呉れた理由は、YWCAといふもの
は宗教團體でもないし、社会事業團
體でもないし、又学校でもないから免

税の方法がない、こゝにこゝにこゝだつた
のであります。その外に同じ團體で
やはり実例であります、このYWCA
は東京の駿河台に自分の本館を持つ
ておるのであります。これは戦前には
その建物の八割くらいを各種學校とい
ふことで教育事業を行なつておりました
ので、その本館の家屋税は無税だつ
たのであります。ところが現在は進駐
軍にそれが接収されておまして、家
賃を政府から支拂われておまして、從
つて收入の元になつておるということ
で、これの家屋税をこつちから掛ける
といふことを税務署から言われておる
のであります。これはこれまでの事
業実績そのものとちつとも違わぬに
非常に財政的な窮乏を告げておるとい
ふのであります。

只今申上げましたのは團體の存立そ
のものに關する奨励がされてないとい
ふこととあります。その次に内容
的にもこゝに言つた社会教育團體に対
しての奨励をし、といふことをこの法律
の上で現わす方法がないかと考へま
す。例へばこの十一條を見ると、何
かありますが、併し實際中央官廳又は地
方公共團體とか、教育委員會、そ
ういふ力が一体この法律によつてでき
るかどうかといふことを私共危ぶむもの
であります。逆に考へますと現在の社
会教育の内容に關して指導的立場を
とるような方法が何と講ぜられてい
ないといふことは心配しないでいられ
ないものであります。これは委員會とい
つたやうなものをもつと充実に内容
に本當の充実し得るやうなものがな
せないものだらうかといふことを考

えます。これは実例を申し上げて見ます。私共は先程横山さんから発言がありました。大体似たような希望を持つておりますが、集つていろいろ組織を持つたり、又文部省にいろいろお手傳いをしておるのでありますが、實際を言つてこの法律の中に示されたようなお世話、例えば指導の方面で指導して下さるとか、物資の輸送をして下さるとか言つたようなお世話をまだ一遍も受けたことはないであります。例えばその物資の面を言いますと、この法律で物資の裏付けができるのかと言つて恐らく実情から、物資がないからとおつしやるかも知れませんが、外の事業団体、外の省の、外の役所の関係なら取れておるものが文部省では取れない、当然教育のために必要な物資がそのために非常に不自由をしておるということが、幾つか挙げる事ができます。それに反して逆に私共の團體が文部省でお世話をしておるといふと失礼を申し上げるが、昨年来アメリカ自動車を買つて貰つて社会教育の指導の講習会というものをやつてゐるのでありますが、これは実を言つて、私共幾つかの團體があつたから、きたのであります。今年もそういうことになると思ひますが、そういうことならば私共喜んでそれをやつておる、それが又大事なことなんです、そういうことをなぜ法案の中に入れていかんかというのを、疑念を持つておる。民間の力を借りて國がやるというふうにするのが民間の力を強くするということにもなるので、そういうふうな考えが浮ぶのであります。更にその問題に關して附加えまして、何もお世話をしつて頂いてないといふことをもう少し申し上げてみたいと思ひます。それは先程横山証人からお話がありました。この法案のもう一つ前、ここに提出されたもう一つ前の原案について、私共文部省青年團體専門委員から建議を出しました。その建議の内容についてはこの委員会の石丸専門員にもお話ししたのであります。文部省にございますからどうぞ御参考に御覽願ひたいのであります。それは主に税金問題とかその團體の独立性を認めると言つたようなものであります。その建議はこの議案に対して三字か四字以外に入つてないやうであります。というところは單に冷淡であるといつたばかりではない、そういう指導能力を疑ふといふことになるのであります。ただこんなふうなことをお願ひしてありますが、逆に注意をしなければならぬと思ひます。これは、從來のいふような形ではあり得ない形式の奨励といふことが、これからの世の中では何とかが協力を作るとか、何とか連合会を殖やすとかいつたものを行われろのは困ると思ひます。それは實際活動をしてない實際教育活動をしてない、極言すればブローカー的な存在を殖やすといふことになると思ひます。そういうふうなことがないやうに御注意願つて頂く必要があるのじやないかと思ひます。それからもう一つ先程民間團體を直接活用して欲しいといふことを申し上げましたが、例えばこれは文部省の例でなく、地方廳の例であります。何かこういつた社会教育的な事業を地方廳が自分でやるということをやらずに、民間團體にそれをやるやうに應援するといふことは、やはり民間團體を殖やす一つの在り方じやないかと思ひます。これも一つ例を挙げて申しますと、この例を挙げるのはいけなかりと思ひますが、極く最近東京都社会教育課で御列車というものをやりました。約二千人ばかりの子供を小田原まで連れて行つた、東京都でやつた仕事でありまして突然にだらんことだと思ひます。そういうことを民間にやらしたらどうか、そういうことにやつて民間は強くなるだらうと思ひます。我々はそんなことをやるために私共は目の飛び出る程税金を拂つてゐるのではないのです。只今申し上げたやうな内容の問題又財政的な、教育内容の問題、こういうふうなことがもつとこの法案で取上げらるべきだらうと思ひます。若しそういうものがないとすれば、私共のように現実に、組織的に教育活動をしておる者にはこの法案はむしろ無用なものといふ外ないのではありません。その次の点にこういふことがあります。第六條第二号を見ると教育委員会の事業として、指導者養成といつたやうなことを挙げてゐるのであります。これは少し小さい問題、具体的問題になります。と申しますのは私共具體的問題をやつておるもので、いろいろなことを考えるのであります。これは文部省で以て昭和二十三年の発社第九十七号というので地方における社会教育團體の組織における通課といふものが出ております。それによりまして、こういつたことが特定の運動の指導者の養成ということにはできないといふことが明らかになつてゐるのであります。今度のこの法律によつてこの通課が消えるだらうかといふことをいろいろ細かい疑念を持つてあります。そういうこととの通課が私共社会教育をしてゐる者に大きな影響を與える沢山な條文があります。この際そういうことを明らかにされる必要がある。それが實際運動をやる者に対する便宜を與えることになるというわけでありまして、特にこんな小さいことを申し上げますのは何ですが、實情をいたしまして、地方ではそういう通課があるにも拘わらず、縣の費用といつたやうなものをカムフラージュして縣で仕事をやりましたが、講習会のようなものをやつて、或いは外の費目からそれをやる、或いはそれを全然表に現れない金でやつてゐるというふうなことをやつております。それは全部縣によつて運うのであります。そういう通課に引つ掛かりやうなもののために、非常に不便を感じておる、各種の民間團體を縣に置いてはいけないといふことを、縣で金を出して置くといつたやうなことが行われております。こういう点を明らかにされるといふことが非常に望ましいのではないかと思ひます。その次の問題も社会教育團體に対する干渉といふものがはつきり禁止されてゐるし、又當然統制といふものは禁止さるべきだと思つてゐるが、例えば第十七條第一号を見ますと、社会教育委員という者の仕事のうちに、社会教育に対する方策の立案といつたやうなことがあつて、それが教育長への助言として現れたといふことがあります。ところがそれがそれをもう少し外の條文から考へて呼んでみますと、この社会教育委員というものはその前十六條によりまして公民館運営審議会の委員を充當してもよいといふことがあります。併し公民館というものは非常に間接的なものだといふことは第四章の全條を見てもよく分ります。その公民館の大きな仕事のうちにこうした各種團體の連絡といふやうなことが言われておる、そういうことを全部綜合して考えますと、先程これに關連したお話がございまして、社会教育全般の統制機關といつたやうなことは非常に按じられるのであります。そういう意味で假にそれを教養すれば、例えば第十六條をつくり削除してしまふといふことによつて、或る程度までは防ぐことが出来ますが、公民館そのものの在り方についても、又別に考へなければならぬのであります。併しながら公民館の在り方についても横山さん、江口さんのお話もございしましたが、ずつと読んで見まして非常に國家の機關だといふやうな色が濃過ぎるやうに思ひます。國家の監督下にある町村がそれをやる、又そうでなければ認可を得た者が、それを設置することもあります。財政的な援助が與へられ、人事につきても同じことが言えるといふことでもあります。併しながら國家の仕事として勿論必要になるかも知れませんが、これも御意見のありましたやうに本當の民間の仕事として行くためには、本當に民主的な仕事であるためには、國家のやる仕事と並行して、同じことを民間でもやるやうな途を講ずる、例えば認可を得たものがやるというやうな認可の制度は止めてしまつたらどうかといふたやうなことが考へられるのであります。尚その公民館のことについて言へば、この法案の全部を通じて見て、やはり一番先に感じますのは、この法案が公民館法とか、若しくは公民館設置奨励法とかいつたやうな感じ

にその問題に關して附加えすと、何
もお話をしつて頂いていないといふこ
に應答するといふことは、やはり民間
に應答する一つの在り方ではないか
疑念を持つのであります。そういうこ

が非常に多くあるのでありますが、ま
ださういふに發達してないものを
を奨励するといふことよりも、既定の
事實をもつと尊重しろといふ意味で、
すでにある一切の教育團體をもつと強
化するといふこと、この点も重ねて申
上げて置きたいといふふうに思いま
す。
更にこの法案全部を通じて感ずるこ
とは、こんなことが感ぜられるのであ
ります。それはこの法案は社会教育と
いつたふうなものでありながら國民自
身の、何か爲し得る力をつけてやると
いふふうなことが、これは考えられて
いない、その例として申上げて見ます
と、第五條の六号、第二十二條の二号
なんかに、いろいろな討論會、講習會
といったふうな、いろいろなことを挙
げておられますが、こゝに一つは全部
部その上に別な指導者がいて、結局そ
れが主催者になるわけでありまして、
これをやつて行く、引つ張つて行くとい
ふ形を採られるのが多いのでありま
す。これは青少年團體委員會でも、特に
その建議案に入れたのでありますが、
なぜ本當に國民たちが、自分たちで以
て話し合ひ、考え合はうといふ形をこ
つたのだらうといふことを重ねて考え
て見るといふことは、飽くまで引つ張
つて行くといふ形がこゝにも現われ
ていふといふふうに言ふ外ないものであ
ります。重ねて最後にこの法案の提出
理由は、二、三行述べてありますが、社
会教育實施の法的根拠を與える必要が
あるから出したといふことが書いてあ
ります。けれども只今申上げましたよ
うに社会教育團體に対して、その團體
の存在といふことは、社團法人とか、或

いは社團法人とかいつたことで、一應
法的根拠はあるのですが、社会教育實
施といふことに對して何も實際上的法
根拠を與えられていないようにこの法
律では見えるのであります。従つてそ
うすると、この法律の提出理由といふ
ものは、外のところにも目標があるとい
ふふうに考えなければならぬのであり
ます。更に大分進んだのでありま
すが、第二條で社会教育といふもの
の對象を主として青少年及び成人に對
して行われる組織的な教育活動といふ
ふうに對象を限定して、この法律の對象
とすべきものを言つておられるが、教育基
本法の方では、最初に読みましたよう
に家庭教育と並べて勤務の場所、その
他社会において行われる教育といつた
ような教育の場面を言つておられる、社会
教育といふものは特に赤ん坊から死
まで、年寄りまで全部が受けるべきも
のであり又受けるべき権利を持つてい
るものでもあります。従つてこの法律
についても、第二條に教育の場面を示
してその法の適用する範圍といふよう
に考えた方がよろしいと思ひます。
大分いろいろな苦情や不平やらよく
分らんような意見を申上げましたが但
しこの法案の後の方にくつ附いており
ます。学校の施設の利用とか、通信教育と
かの点については、公共團體として
も、若しそれを我々がやるつもりなら
適用をさして頂ける、又若しその利益を
與えて頂けるといふ点が盛られてある
といふ点は有難く思ひます。以上であ
ります。
○委員(田中義太郎君) 以上をもち
まして各証人の方々の証言を終りまし
た。いずれも非常に有益な御証言であ
りました。委員会として法案

の審議上非常に参考になる所が多いの
であります。つきましては委員の諸君
でいろいろ只今の御証言で少し立入つ
てお尋ねしたいといふ方もおありにな
るかと思ひますから御発言を願ひたい
と思ひます。
○河野正男君 山本さんに一つ伺いた
いのですけれども、先程の法律的な御
解説は非常に参考になったのですけれ
ども、ちよつと聴きはくつたことがあ
るのでございまして、公の支配といふ
ものの御趣旨は公の支配といふものの解
釈のしように、社会教育團體を公の支
配に属しておると受取ることによつて
補助金やなんかを與えるようにした
しうか、その点がはつきりしなかつ
たのですか……
○山本義人 私の意見の趣意は、今お
つしやつた通り、最後の眼目はそれな
んです。それでここに第十三條で、國
及び地方公共團體は社会教育關係團體
に對して補助金を與えてはならないと
いふことになつておるのですが、この
社会教育關係團體といふものの定義が
第十條にあるわけですが、そこでこの公
の支配に属しない團體で、公の支配に
属しないといふことの解釈が非常にこ
の幅で以て大分違つて来る、これを窮
屈に解釈しますと、どうもこの法案で
見ます、先程來お話がありましたよう
に、公民館に例をとりまして、市町
村立の公民館、それは公務員が實際に
運営に當つて行く。そういうものを公
の支配に属しておるものと、こゝ考え
る、その場合ですと、これは國の補助
も出るわけですが、使えるわけであり
ますが、一步進んで、この法人が設立
しました公民館となりまして、非常に莫
然としておる、併しながらその場合に
法人は民法上の規定以外にこの法律に
よりまして、こゝいうことをしちやい
けないといふことを二十三條で非常に
はつきりと決められておると思ひまし
す。
一方又この公民館の審議會からのい
ろんな指導も與えられておるのであり
まして、いわゆるパブリックなコント
ロールといふものは、社團法人による
民法法人の公民館でも非常に受けてお
る、まあこれは一例であります。そう
いふ公の支配といふものの解釈を少し
幅を廣く解釈をしますれば、この法
律によつても、補助金といふものがい
わゆる地方自治体からも亦國からも相
當與えることができる。地方自治体が
與えたいと思ひましたも、それを廣く
解釈してしまふといふと、地方自治体
の活動が狭められる恐れがある、それ
を私は恐れておるのであります。現に
そういうふうになりますと、補助金とい
う名目を避けるために、名前は委託
にするとは何とか別の、金で與えない
で、物で與えるとか、いろいろ余計な
手段を擧げてしまふことになるのじや
ないか、それで地方自治團體の創意工
夫といった本旨といふものの自治的な
活動が却つて妨げられるのじやない
か。
それからこれはちよつと附け足して
申上げますが、國からの補助といふこ
とも結局は地方自治團體にそれが行く
のでありますから、いわゆる地方配付
税で行くのでありますから、國から補
助が行つても、地方自治團體の自治的
なこの決定の幅が狭ければ、國の補助
が、先程からお話がありました、行
つたところで今度は使えないといふこ
ともになります。ですから社会教育團

ものでしょうか。

○岩田正男 ども自分としては余り……もつと結び付けて内容的にお聞かせ願いたいと思うのですが、特に先づきのお話では指摘された勤労大衆の教育の担いどころが、どういふところにこの法案の中にあるかというところ、これは非常に重要な問題になるわけ、青年男女の修養に非常に有効である学校の解放とか、公民館の解放というものは、今までもやつておつたし、それがこの法案によつて法的に措置されることになるのですが、そういうふうなところもこの法案として……

○北條正人 教科課程を踏まずに、私が現在実施しておるようなものに対して、通信教育によつてこつこつと過程を終つたというふうなことが出るようになる、大変いいと思うのであります……

○田中義典 今通信教育のお話でございますが、こゝでいふような通信教育を今までやりまして、何か國家から特別な援助なり便宜なりを與えて貰つておる例がありますか、北條さん……

○北條正人 現在までのところでは、用紙の点で便宜を與えて貰つておること、今月から郵便料金の点で便宜を與えて貰つております……

○田中義典 すでにそれが與えられておるわけですね。

○北條正人 はい。ただ用紙の面では満足する程にはないですけれども、大体において與えられております……

○岩田正男 森さんに伺いたいのです、先づきの森さんのお話では、現在の青年層に対する指導、そういうものは地方の指導者という有力者から、リーダーシップをとつて欲しいというふうなお話があつたんですが、青年團の組織としてはそういうふうにおやりになつていらつしやるのですか。

○森田 青年團の組織としては、大体において各地方において小さな青年團として活動しておるために、一應地

はその他で、認定をするということをお願いされておるので、そうなる一つ

の教育過程を踏むものになつて來はしないかと思ひますが、如何でございすか、それをそう解釈しないで欲しい、そういう御意見もございましてよろが……

○北條正人 教科課程を踏まずに、私が現在実施しておるようなものに対して、通信教育によつてこつこつと過程を終つたというふうなことが出るようになる、大変いいと思うのであります……

○田中義典 今通信教育のお話でございますが、こゝでいふような通信教育を今までやりまして、何か國家から特別な援助なり便宜なりを與えて貰つておる例がありますか、北條さん……

○北條正人 現在までのところでは、用紙の点で便宜を與えて貰つておること、今月から郵便料金の点で便宜を與えて貰つております……

○田中義典 すでにそれが與えられておるわけですね。

○北條正人 はい。ただ用紙の面では満足する程にはないですけれども、大体において與えられております……

○岩田正男 森さんに伺いたいのです、先づきの森さんのお話では、現在の青年層に対する指導、そういうものは地方の指導者という有力者から、リーダーシップをとつて欲しいというふうなお話があつたんですが、青年團の組織としてはそういうふうにおやりになつていらつしやるのですか。

○森田 青年團の組織としては、大体において各地方において小さな青年團として活動しておるために、一應地

方公共團體を主体として、中央からの連絡機關として……利用しておる、こつこつと……必然的に地方の公共團體の社会教育に關係されておる者が、非常に指導というか、助言を與える機会が多いと思ふのであります……

○岩田正男 先程私申し上げたのであります、先づきの森さんのお話では、現在の青年層に対する指導、そういうものは地方の指導者という有力者から、リーダーシップをとつて欲しいというふうなお話があつたんですが、青年團の組織としてはそういうふうにおやりになつていらつしやるのですか。

○森田 青年團の組織としては、大体において各地方において小さな青年團として活動しておるために、一應地

するといふより、その青年團體を育成する意味においてのリーダーとなつて頂きたが、あらゆる團體が生まれて直ぐにできるものでないと思ひます……

○岩田正男 先程私申し上げたのであります、先づきの森さんのお話では、現在の青年層に対する指導、そういうものは地方の指導者という有力者から、リーダーシップをとつて欲しいというふうなお話があつたんですが、青年團の組織としてはそういうふうにおやりになつていらつしやるのですか。

○森田 青年團の組織としては、大体において各地方において小さな青年團として活動しておるために、一應地

するといふより、その青年團體を育成する意味においてのリーダーとなつて頂きたが、あらゆる團體が生まれて直ぐにできるものでないと思ひます……

○岩田正男 先程私申し上げたのであります、先づきの森さんのお話では、現在の青年層に対する指導、そういうものは地方の指導者という有力者から、リーダーシップをとつて欲しいというふうなお話があつたんですが、青年團の組織としてはそういうふうにおやりになつていらつしやるのですか。

○森田 青年團の組織としては、大体において各地方において小さな青年團として活動しておるために、一應地

するといふより、その青年團體を育成する意味においてのリーダーとなつて頂きたが、あらゆる團體が生まれて直ぐにできるものでないと思ひます……

○岩田正男 先程私申し上げたのであります、先づきの森さんのお話では、現在の青年層に対する指導、そういうものは地方の指導者という有力者から、リーダーシップをとつて欲しいというふうなお話があつたんですが、青年團の組織としてはそういうふうにおやりになつていらつしやるのですか。

○森田 青年團の組織としては、大体において各地方において小さな青年團として活動しておるために、一應地

するといふより、その青年團體を育成する意味においてのリーダーとなつて頂きたが、あらゆる團體が生まれて直ぐにできるものでないと思ひます……

○岩田正男 先程私申し上げたのであります、先づきの森さんのお話では、現在の青年層に対する指導、そういうものは地方の指導者という有力者から、リーダーシップをとつて欲しいというふうなお話があつたんですが、青年團の組織としてはそういうふうにおやりになつていらつしやるのですか。

○森田 青年團の組織としては、大体において各地方において小さな青年團として活動しておるために、一應地

するといふより、その青年團體を育成する意味においてのリーダーとなつて頂きたが、あらゆる團體が生まれて直ぐにできるものでないと思ひます……

○岩田正男 先程私申し上げたのであります、先づきの森さんのお話では、現在の青年層に対する指導、そういうものは地方の指導者という有力者から、リーダーシップをとつて欲しいというふうなお話があつたんですが、青年團の組織としてはそういうふうにおやりになつていらつしやるのですか。

○森田 青年團の組織としては、大体において各地方において小さな青年團として活動しておるために、一應地

するといふより、その青年團體を育成する意味においてのリーダーとなつて頂きたが、あらゆる團體が生まれて直ぐにできるものでないと思ひます……

○岩田正男 先程私申し上げたのであります、先づきの森さんのお話では、現在の青年層に対する指導、そういうものは地方の指導者という有力者から、リーダーシップをとつて欲しいというふうなお話があつたんですが、青年團の組織としてはそういうふうにおやりになつていらつしやるのですか。

○森田 青年團の組織としては、大体において各地方において小さな青年團として活動しておるために、一應地

するといふより、その青年團體を育成する意味においてのリーダーとなつて頂きたが、あらゆる團體が生まれて直ぐにできるものでないと思ひます……

○岩田正男 先程私申し上げたのであります、先づきの森さんのお話では、現在の青年層に対する指導、そういうものは地方の指導者という有力者から、リーダーシップをとつて欲しいというふうなお話があつたんですが、青年團の組織としてはそういうふうにおやりになつていらつしやるのですか。

○森田 青年團の組織としては、大体において各地方において小さな青年團として活動しておるために、一應地

するといふより、その青年團體を育成する意味においてのリーダーとなつて頂きたが、あらゆる團體が生まれて直ぐにできるものでないと思ひます……

○岩田正男 先程私申し上げたのであります、先づきの森さんのお話では、現在の青年層に対する指導、そういうものは地方の指導者という有力者から、リーダーシップをとつて欲しいというふうなお話があつたんですが、青年團の組織としてはそういうふうにおやりになつていらつしやるのですか。

○森田 青年團の組織としては、大体において各地方において小さな青年團として活動しておるために、一應地

ませんでしうけれども併し、通信教育の修了者に資格を文部省が、或い

体において各地方において小さな青年團として活動しておるために、一應地

ういう関係者は、そういう條件といひますか、青年団体の運営に対して管理

うにしたらよいかというよりなことを自分たちの方から自発的に相談を持ち

ない場所では市町村、名前は市町村長になつておるかも知れませんが、それ

がやるということになつておりまし

て、これは教育委員会が今できていな

い各市町村に置かれるときには、もう

これは十一條でもいいわけです。置か

れていないところに御不満があるのだ

と思ひますが、それは暇な替えができ

ておりますから、その点は御心配はな

いと思ひます。ただ岩間君の御質問は

別です。

○委員長(田中耕太郎君) 他に何か御

質問はありませんか。

○岩間正男君 今の……

「討論はいいじゃないか」と呼ぶ

者あり」

○委員長(田中耕太郎君) 実は大分本

会議の定足数が足りないで、運営委

員会からの申入れがありますので、今

日の証言を伺うことはこの程度にいた

政府委員
文部政務次官 左藤 義詮君
文部事務官 柴沼 直君
文部事務局長 柴沼 直君
証人
日本青年館 横山 祐吉君
事務局長 有賀 三三君
小平公民館長 山本 敏夫君
慶應義塾大 学社会部長 北條 清一君
ラジオ教育研 究所常務理事 江口 泰助君
日本教員組 合法制部長 森 光世君
東京都青年 連合会会長 戸田 貞三君
社会教育 連合会理事 神近 市子君
民主婦人 協合理事 關 忠志君
ボイスカ ウト日本連 盟総主事

午後三時二十四分散会
出席者は左の通り。

委員長 田中耕太郎君
理事 若木 勝蔵君
松野 喜内君
木内ヤウ君
岩間 正男君
委員 梅津 錦一君
河野 正夫君
堀越 儀郎君
三島 通陽君
山本 勇造君
藤田 芳雄君
鈴木 憲一君
西田 天香君

五月十日日本委員会に左の事件を付託さ
れた。
一、文部省著作教科書の出版権等に
関する法律案(予備審査のための
付託は四月二十五日)

昭和二十四年五月三十日印刷

昭和二十四年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局